

選挙管理委員会次第

期日 令和2年3月2日(月)

午後1時30分から

場所 みよし市役所 研修室5

1 あいさつ

2 議題

(1) 専決処分について(委員長報告)・・・・・・・・・・・・・・・・P1～2

(2) 選挙人名簿定時登録(令和2年3月)について

ア 定時登録資格要件・・・・・・・・・・・・・・・・P3

イ 選挙人名簿登録数(3月定時登録)・・・・・・・・P4～7

ウ 在外選挙人名簿登録者数・・・・・・・・P8～9

エ 選挙権を有する者の50分の1の数の告示・・・・・・・・P10

オ 選挙権を有する者の3分の1の数の告示・・・・・・・・P11

3 その他

(1) 愛知県各市選挙管理委員会連合会定例会について・・・・・・・・P12～13

(2) 令和2年度全国市区選挙管理委員会連合会東海支部総会について・・・P14～15

専決処分について（委員長報告）

みよし市選挙管理委員会規程第17条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告します。

処分事項：公職選挙法第30条の6第1項の規定により、下記の者を本市の在外選挙人名簿に登録する。

記

氏名	生年月日	性別	本籍	日本での最終住所地	専決処分日

在外選挙人名簿の被登録資格の確認

確認事項 (確認書類)	①在外選挙人名簿に既に登録されている者でないこと	②申請時に年齢満18年以上であること	③日本国民であること	④公職選挙法第11条第1項の該当がないこと	⑤公職選挙法第252条の該当がないこと	⑥政治資金規正法第28条の該当がないこと	⑦領事館の管轄区域内に引き続き3か月以上当該申請者が住所を有していること
氏名	(本籍地の市区町村長からの回答文書)	(登録申請書、本籍地の市区町村長からの回答文書)	(登録申請書、本籍地の市区町村長からの回答文書)	(本籍地の市区町村長からの回答文書)	(本籍地の市区町村長からの回答文書)	(本籍地の市区町村長からの回答文書)	(日本国総領事又は日本国大使からの意見書又は「在外選挙住所意見照会システム」による確認)

選挙人名簿定時登録（令和2年3月）について

定時登録資格要件

- 1 基準日（第22条）
令和2年3月1日（日）
- 2 登録日（第22条）
令和2年3月2日（月）
- 3 登録要件（第9条）
 - (1) 国政選挙の選挙権のある者
 - ア 日本国民であること
 - イ 年齢満18年以上である者
平成14年3月2日以前の出生者
 - (2) 住所要件（第21条及び第28条）
 - ア 令和元年12月1日（当該届出をした日）以前の転入者で、引き続き本市の住民であること。（3箇月要件）
 - イ 令和元年11月1日から令和2年2月29日までの間の転出者で3箇月以上住民基本台帳に記録されていた者
 - ウ 帰化した者は、帰化の届出をした日以後、引き続き本市の住民であること。
- 4 抹消者（第11条及び第28条）
 - (1) 令和元年10月31日以前に転出した者（4箇月要件）
 - (2) 前回の登録時において登録のあった者で、令和2年3月1日までに死亡した者
 - (3) 欠格事項に該当した者
- 5 その他（「転出者」で表示される者（第27条））
令和元年11月1日以降の転出者

選挙人名簿登録者数（3月定時登録）

令和2年3月1日現在の選挙人名簿登録者数は次のとおりです。

選挙区	男	女	計	備考
第11区	24,399 人	23,167 人	47,566 人	

(参考)

区分	男	女	計	備考
12月定時登録者数	24,535 人	23,249 人	47,784 人	
登録者数	362 人	280 人	642 人	
抹消者数	498 人	362 人	860 人	
転出者	446 人	319 人	765 人	
死亡者	52 人	43 人	95 人	
欠格者	0 人	0 人	0 人	
3月定時登録者数	24,399 人	23,167 人	47,566 人	
増減者数	-136 人	-82 人	-218 人	

付 表

開票区名	投票区名	内 訳		
		男	女	計
みよし市	三好	3,137	2,992	6,129
	北部	3,321	3,146	6,467
	南部	2,484	2,369	4,853
	西部	2,942	2,663	5,605
	天王	3,351	3,150	6,501
	三好丘	3,346	3,273	6,619
	緑丘	3,093	3,071	6,164
	黒笹	2,725	2,503	5,228
合 計		24,399	23,167	47,566
開票区数	1	投 票 区 数	8	

前回定時登録(令和元年12月1日)と

今回定時登録(令和2年3月1日現在)における選挙人名簿登録者数及び増減表

投票区	男			女			計		
	前回登録	増減	今回登録	前回登録	増減	今回登録	前回登録	増減	今回登録
三好	3,144	-7	3,137	3,001	-9	2,992	6,145	=16	6,129
北部	3,327	-6	3,321	3,139	+7	3,146	6,466	+1	6,467
南部	2,498	-14	2,484	2,380	-11	2,369	4,878	-25	4,853
西部	2,962	-20	2,942	2,672	-9	2,663	5,634	-29	5,605
天王	3,369	-18	3,351	3,153	-3	3,150	6,522	-21	6,501
三好丘	3,373	-27	3,346	3,311	-38	3,273	6,684	-65	6,619
緑丘	3,112	-19	3,093	3,079	-8	3,071	6,191	-27	6,164
黒笹	2,750	-25	2,725	2,514	-11	2,503	5,264	-36	5,228
合計	24,535	=136	24,399	23,249	=82	23,167	47,784	=218	47,566

世 代 別 前 回 定 時 登 録 (令 和 元 年 1 2 月 1 日) か ら の 増 減 表

世 代	内 訳		男			女			計		
	男	女	前 回 登 録	増 減	今 回 登 録	前 回 登 録	増 減	今 回 登 録	前 回 登 録	増 減	今 回 登 録
18歳	416	386	420	-4	416	400	-14	386	820	-18	802
19歳	406	425	405	1	406	417	8	425	822	9	831
20歳	364	400	375	-11	364	396	4	400	771	-7	764
21歳から25歳	1,933	1,600	1,931	2	1,933	1,603	-3	1,600	3,534	-1	3,533
26歳から30歳	1,760	1,465	1,791	-31	1,760	1,514	-49	1,465	3,305	-80	3,225
31歳から35歳	1,879	1,640	1,933	-54	1,879	1,664	-24	1,640	3,597	-78	3,519
36歳から40歳	2,054	1,767	2,093	-39	2,054	1,775	-8	1,767	3,868	-47	3,821
41歳から45歳	2,230	2,118	2,262	-32	2,230	2,154	-36	2,118	4,416	-68	4,348
46歳から50歳	2,805	2,816	2,842	-37	2,805	2,851	-35	2,816	5,693	-72	5,621
51歳から55歳	2,439	2,167	2,424	15	2,439	2,124	43	2,167	4,548	58	4,606
56歳から60歳	1,873	1,594	1,850	23	1,873	1,587	7	1,594	3,437	30	3,467
61歳から65歳	1,371	1,223	1,366	5	1,371	1,236	-13	1,223	2,602	-8	2,594
66歳から70歳	1,377	1,396	1,398	-21	1,377	1,420	-24	1,396	2,818	-45	2,773
71歳から75歳	1,362	1,582	1,365	-3	1,362	1,578	4	1,582	2,943	1	2,944
76歳から80歳	1,156	1,229	1,134	22	1,156	1,185	44	1,229	2,319	66	2,385
81歳以上	974	1,359	946	28	974	1,345	14	1,359	2,291	42	2,333
合 計	24,399	23,167	24,535	-136	24,399	23,249	-82	23,167	47,784	-218	47,566

みよし市

在外選挙人名簿登録者数

令和2年3月2日現在の在外選挙人名簿登録者数は次のとおりです。

選挙区	男	女	計	備考
第11区	51 人	22 人	73 人	

(参考)

区分	男	女	計	備考
1 2 月 定 時 登 録 者 数	49 人	22 人	71 人	
登 録 者 数	2 人	0 人	2 人	
抹 消 者 数	0 人	0 人	0 人	
3 月 定 時 登 録 者 数	51 人	22 人	73 人	
増 減 者 数	+2 人	0 人	+2 人	

付表			(単位：人)		
經由領事館の名称			内訳		
地域	經由領事館の名称	国名等	男	女	計
アジア	在インドネシア日本国大使	インドネシア共和国	1人	0人	1人
	在シンガポール日本国大使	シンガポール共和国、インドネシア共和国	2人	1人	3人
	在タイ日本国大使	タイ王国、台湾	2人	1人	3人
	在釜山日本国総領事	大韓民国	0人	1人	1人
	在中華人民共和国日本国大使	中華人民共和国	3人	0人	3人
	在広州日本国総領事	中華人民共和国	1人	0人	1人
	在上海日本国総領事	中華人民共和国	3人	0人	3人
	在瀋陽日本国総領事	中華人民共和国	1人	0人	1人
	在フィリピン日本国大使	フィリピン共和国	2人	1人	3人
	在ベトナム日本国大使	ベトナム社会主義共和国	1人	0人	1人
	在マレーシア日本国大使	マレーシア	0人	1人	1人
	在ペナン日本国総領事	マレーシア	0人	1人	1人
	財団法人交流協会台北事務所長	中華人民共和国	2人	0人	2人
	小計		18人	6人	24人
大洋州	在メルボルン日本国総領事	オーストラリア連邦	1人	1人	2人
	小計		1人	1人	2人
北米	在アメリカ合衆国日本国大使	アメリカ合衆国	2人	1人	3人
	在アトランタ日本国総領事	アメリカ合衆国	0人	1人	1人
	在サンフランシスコ日本国総領事	アメリカ合衆国	2人	1人	3人
	在シアトル日本国総領事	アメリカ合衆国	1人	0人	1人
	在シカゴ日本国総領事	アメリカ合衆国	2人	0人	2人
	在デトロイト日本国総領事	アメリカ合衆国	5人	1人	6人
	在ナッシュビル日本国総領事	アメリカ合衆国	1人	2人	3人
	在ニューヨーク日本国総領事	アメリカ合衆国	1人	2人	3人
	在ロサンゼルス日本国総領事	アメリカ合衆国	1人	1人	2人
	在トロント日本国総領事	カナダ	2人	1人	3人
	小計		17人	10人	27人
中南米	在アルゼンチン日本国大使	アルゼンチン共和国	1人	0人	1人
	在パナマ日本国大使	パナマ共和国	1人	0人	1人
	在クリチバ日本国総領事	ブラジル連邦共和国	0人	1人	1人
	在サンパウロ日本国総領事	ブラジル連邦共和国	4人	1人	5人
	小計		6人	2人	8人
欧州	在スペイン日本国大使	スペイン	0人	1人	1人
	在デュッセルドルフ日本国総領事	ドイツ連邦共和国	1人	1人	2人
	在フランス日本国大使	フランス共和国	3人	1人	4人
	在マルセイユ日本国総領事	フランス共和国	1人	0人	1人
	在ポルトガル日本国大使	ポルトガル共和国	1人	0人	1人
	在ロシア日本国大使	ロシア連邦	1人	0人	1人
	小計		7人	3人	10人
中東	在トルコ日本国大使	トルコ共和国	1人	0人	1人
	在イスタンブール日本国総領事	トルコ共和国	1人	0人	1人
	小計		2人	0人	2人
合計			51人	23人	73人

選挙権を有する者の50分の1の数の告示

みよし市選挙管理委員会告示第56号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第1項及び第75条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数は、952である。

令和2年3月2日

みよし市選挙管理委員会
委員長 伊豆原 要

(参考)

※ 登録者数

$$47,566人 \div 50 = 951.32 \\ \approx 952 \text{ (小数点切り上げ)}$$

- ・ 地方自治法第74条第1項 条例の制定又は改廃の請求
- ・ 同 第75条第1項 監査の請求

前回(令和元年12月2日)

※ 登録者数

$$47,784人 \div 50 = 955.68 \\ \approx 956 \text{ (小数点切り上げ)}$$

選挙権を有する者の3分の1の数の告示

みよし市選挙管理委員会告示第57号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、15,856である。

令和2年3月2日

みよし市選挙管理委員会
委員長 伊豆原 要

(参考)

※ 登録者数

$$47,566人 \div 3 = 15,855.333\cdots \\ \div 15,856 \text{ (小数点切り上げ)}$$

- ・ 地方自治法第76条第1項 議会の解散請求
- ・ 同 第80条第1項 議員の解職請求
- ・ 同 第81条第1項 長の解職請求
- ・ 同 第86条第1項 主要公務員（副市長、選挙管理委員、監査委員等）の解職請求
- ・ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項 教育委員会の教育長又は委員の解職請求

前回（令和元年12月2日）

※ 登録者数

$$47,784人 \div 3 = 15,928$$

2 愛 選 連 第 2 号
令 和 2 年 2 月 18 日

各市選挙管理委員会委員長 様

愛知県各市選挙管理委員会連合会会長
新城市選挙管理委員会
委員長 太 田 研 司
(公 印 省 略)

愛知県各市選挙管理委員会連合会定例会の開催について (通知)

余寒の候、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、第95回愛知県各市選挙管理委員会連合会定例会を下記のとおり開催しますので、ご出席くださいますようご案内申し上げます。

また、連合会規約により、定例会提出議題、被表彰該当者の内申及び出席者名簿を、別紙の報告書式にご記入の上、3月4日(水)までに電子メールにてご返信くださいますようお願いいたします。

記

- 1 日 時 令和2年4月23日(木) 午後2時から
- 2 場 所 新城文化会館 大会議室
愛知県新城市字下川1番地1 (Tel.0536-23-2122)
- 3 日 程 別紙のとおり
- 4 出席者 各市2名(選挙管理委員1名、選管職員1名)
- 5 その他 文化会館駐車場をご利用いただけます。
※最寄り駅 JR飯田線 新城駅(会場まで徒歩15分)

連絡先：新城市選挙管理委員会

電 話 0536-23-7617 (直通)

ファクシミリ 0536-23-2002

E-mail senkyo@city.shinshiro.lg.jp

第 95 回愛知県各市選挙管理委員会連合会定例会日程表

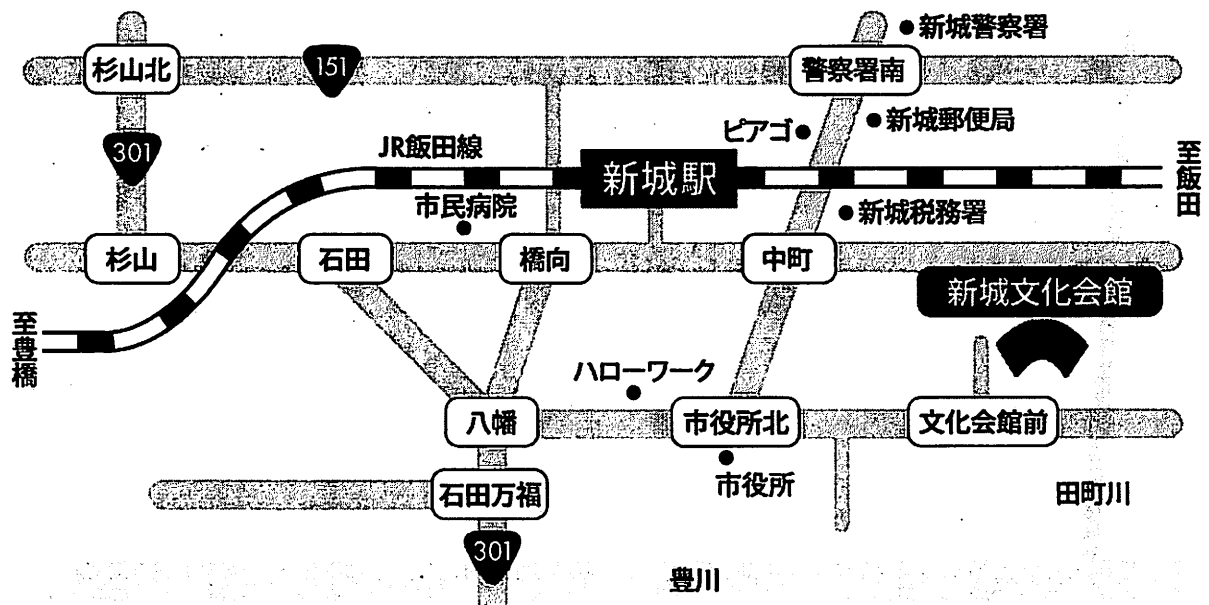
と き 令和 2 年 4 月 23 日 (木)

ところ 新城文化会館

1 日程 (予定)

時 間	内 容	会 場
13:00~13:30	書記長会議	大会議室
13:30~14:00	受 付	大会議室前
14:00~15:00	定例会	大会議室
15:15~16:15	講 演	大会議室
16:15	解 散	

2 案内図



新城文化会館

愛知県新城市字下川 1 番地 1

TEL0536-23-2122

全国市区選挙管理委員会連合会東海支部
支部長 掛川市選挙管理委員会
委員長 大石 碩也 様

大垣市選挙管理委員会
委員長 槌谷 恒樹

令和2年度全国市区選挙管理委員会連合会東海支部総会の予算措置について（依頼）

残暑の候、ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、令和2年度（第71回）全国市区選挙管理委員会連合会東海支部総会を、本市において開催いたします。

つきましては、開催期日、会場及び負担金について、下記のとおり予定しておりますので、関係各市へ予算措置等についてご通知いただくようお願いいたします。

なお、情報交換会、宿泊施設、研修会の詳細につきましては、後日改めてご案内させていただきます。

記

1 開催期日 令和2年5月13日（水）～14日（木）

2 開催詳細

(1) 役員会

日時：5月13日（水）14時00分～

施設名：大垣フォーラムホテル 2階「天の間」または「金生の間」

所在地：岐阜県大垣市万石2丁目31番地

(2) 総会

日時：5月13日（水）15時30分～

施設名：大垣フォーラムホテル 2階「旭光の間」

(3) 情報交換会

日時：5月13日（水）17時30分～

施設名：大垣フォーラムホテル 3階「雲海の間」

(4) 研修・講演会

日時：5月14日（木）10時00分～

施設名：大垣フォーラムホテル 2階「旭光の間」

3 宿泊先 施設名：大垣フォーラムホテル他

4 負担金

(1) 各市分担金 1市 7,000円

(2) 出席者負担金 1人 8,000円

(3) 宿泊者負担金 1人 8,000円

5 連絡先

〒503-8601 岐阜県大垣市丸の内2丁目29番地
大垣市選挙管理委員会 担当 清水・牧村

TEL : 0584-47-8292 (直通)

FAX : 0584-81-4460

E-mail : senkyokanriinkai@city.ogaki.lg.jp